平成２３年（フ）第１３７０号
堺市堺区山本町５丁102番地43
債務者　得能　達也
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３７５号
大阪府羽曳野市島泉７丁目９番10号
債務者　宮田　　勲
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４２２号
堺市中区八田西町２丁３番18―202号
債務者　岩﨑こずえ
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
香川県高松市香西東町150番地14
債務者　松田　　保
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９４号
福岡県行橋市大字上津熊180番地６
債務者　永木加寿美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４５５号
沖縄県那覇市前島１丁目15番11号ステューディオ前島Ⅰ　502
債務者　上里めぐみ
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第７１４号
千葉県野田市桜の里３丁目７番地の18
債務者　星野　亮子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７９号
千葉県松戸市五香南１丁目18番地の９
債務者　稲田登美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９０号
北海道苫小牧市字沼ノ端948番地の41
債務者　片桐　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第９７１号
宮城県塩竈市新浜町３丁目31番19号
債務者　大友　一矢
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９９０号
仙台市太白区郡山６丁目１番16号　ファミール郡山201
債務者　佐藤　寿美
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１００２号
仙台市若林区上飯田２丁目24番54号
債務者　坂上　英二
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１００４号
仙台市若林区東新丁４番地
債務者　山下　裕治
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
茨城県筑西市船玉39番地３
債務者　外山　三男
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２９７号
茨城県筑西市船玉39番地３
債務者　外山　町子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５２６号
岐阜県関市神明町４丁目２番14―205号
債務者　吉田　　穣
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５３７号
岐阜市北山３丁目13―１　シャルム北山402、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町八剣５丁目111番地の７
債務者　木造　　恵（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５６３号
岐阜県瑞穂市生津内宮町１丁目51番地
債務者　藤原　君広
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
岐阜地方裁判所